

## 泉州支部慶弔規定

**第1条** 大阪府行政書士会泉州支部（以下「支部」という）の慶弔事における取り扱いは、この規定の定めるところによる。

**第2条** 個人会員（以下「会員」という）にかかる慶弔事のあったときは、以下の条項によって表意するものとする。

**第3条** 会員に次の事項があったことを知ったときは、次の祝意を表すことができる。

(1)会員が結婚したとき、祝電及びお祝い金2万円

(2)会員が叙勲されたとき、お祝い金2万円

(3)その他祝意を表す必要があると認めるときは、支部長が決定する。

**第4条** 会員に次の事項があったことを知ったときは、次の金品を送り弔意を表すことができる。

(1)会員及び配偶者が死亡したとき、金1万円と柩及び弔電

(2)会員の一親等の血族が死亡したとき、金1万円と柩及び弔電

(3)会員の同居の親族が死亡したとき、金1万円と弔電

**第5条** 会員に次の事項があったことを知ったときは、次の金品を送り見舞いをするすることができる。

(1)会員が2週間以上入院加療したとき、金1万円

(2)その他、見舞いを必要とするときは、支部長が決定する。

**第6条** 会員に第3条から第5条の事項があったことを知ったときは、会員相互において速やかに支部長に連絡すること。

この規定に掲げない慶弔事のあったことを知ったときは、支部長はその表意の方法を決めるものとする。

### 附則

この規定は、昭和56年 1月 1日から実施する。

平成 3年 9月21日改正

平成 5年 4月 1日改正

平成12年 4月 1日改正

平成16年 3月26日改正

平成16年 8月 1日より実施